

1 2 規約例及び様式集

自治会規約（例）

【解説】

規約の名称についての地方自治法上の制限はありません。

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

美化・清掃等区域内の環境の整備

集会施設の維持管理

・・・

・・・

【解説】

地縁団体の目的は、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

（名称）

第2条 本会は、自治会と称する。

【解説】

地方自治法上、地縁団体の名称についての制限はありません。

（区域）

第3条 本会の区域は、射水市 町 丁目 番 号から 番 号までの区域とする。

【解説】

地縁団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。

河川や道路等による区域の表示も、当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、富山県射水市 町 丁目 号に置く。

【解説】

事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的です。

規約の定め方としては、住居表示又は地番及び家屋番号により定めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能と考えられます。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとするのは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】

会費は、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。

規約の改正は、第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で年度ごとに定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】

入会申込書の様式は、役員会(第25条)や会の細則(第40条)で定めればよいものです。

入会申込書は会長に提出することとしていますが、会長の他に役員や班長などに提出することとしてもよいものと考えられます。

入会に際し、制約を課することは認められません。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

本人から に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】

退会について、本人の意思に制約を加えることは認められません。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

会長	1人
副会長	人
その他の役員	人
監事	人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

本会の会計及び資産の状況を監査すること。

会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】

必ず代表者（会長）1人を選出する必要があり、また、1人又は複数人の監事を置くことが適当です。

会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいといえます。

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、会務を記録する」等その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当といえます。

役員を選任は、総会において行うことが適当であり、監事については、会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上、避ける必要があります。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

【解説】

役員の任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。

事務執行上支障が生じないように本条第3項の定めを置くことが望まれます。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】

総会は、地縁団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したものの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできないものです。

総会で議決すべき重要事項として、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認、資産の処分等があります。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

会長が必要と認めたとき。

総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】

総会は、少なくとも毎年1回開催する必要があります。

財産目録を年度終了後3か月以内に作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】

総会の招集は、総会の日より少なくとも5日前までに通知する必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

× × × × × × × × ×

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【解説】

総会の定足数、議決に要する会員数については、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員を含めます。

電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

第21条第1項で会員は各々1箇の表決権を有することが定められていますが、第21条第2項の規定(会員ではなく世帯を1票とすること)を設けることは可能です。ただし、代表者や監事の選任、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められません。

世帯を1票とする場合、世帯で表決権を取りまとめるため誰か1人に表決権を委任することになりますが、その場合、口頭で委任できるものと解されています。

未成年者の場合、表決権の行使は民法の規定により法定代理人の同意を要することになりますので、親権者の同意又は代理により行使することになります。

(総会の議事録)

第 2 3 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

日時及び場所

会員の現在数及び出席者数 (書面表決者及び表決委任者を含む。)

開催目的、審議事項及び議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

【解説】

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を申請する場合に求められることから、議事録の作成について規約で定めます。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 2 4 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第 2 5 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

総会に付議すべき事項

総会の議決した事項の執行に関する事項

その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 2 6 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 2 7 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 2 8 条 役員会には、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 2 条及び第 2 3 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】

総会を度々召集することは極めて困難なため、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが適当と考えられます。

役員会は、監事を除く役員をもって構成するのが適当です。監事は役員会の構成員にはなれません (表決権等を有しません) が、役員会に出席し、会務の適切な執行のために意見を述べることは可能と考えられます。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

別に定める財産目録記載の資産

会費

活動に伴う収入

資産から生ずる果実

その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において 分の 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】

規約において資産に関する事項を定める必要があります。

会の活動上重要な資産の処分には、総会の議決を要することとする必要があるため、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。

年度終了後、剰余金が発生したからといって、資産の処分として剰余金を分配することは認められません。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】

事業計画・事業報告及び予算・決算は、地縁団体にとって重要事項であり、総会の議決又は承認を得ることが必要です。

事業年度を設定している場合は、事業報告や決算も当該年度終了後3か月以内に総会で承認を得る必要があります。

(会計年度)

第 3 5 条 本会の会計年度は、毎年 月 日に始まり、 月 日に終わる。

【解説】

会計年度の定め方に特に制限はありません。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 3 6 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、射水市長の認可を受けなければ変更することができない。

【解説】

規約の変更は、総会の専権事項となっています。

「規約変更認可申請書」により市長の認可が必要です。

(解散)

第 3 7 条 本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 3 8 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 分の 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】

地縁団体の目的に鑑み、営利法人等を帰属権利者とすることは適当ではありません。地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当です。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び種類)

第 3 9 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 4 0 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て が別に定める。

附 則

1 この規約は令和 年 月 日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 3 3 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 3 5 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 年 月 日までとする。

【解説】

規約は大まかなものなので、事務のやり方や個別の事業などについては、規約の下に細則を作って決めるのが分かりやすいといえます。

細則を定める場合は、その根拠となる条項を置きます。

細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。